

(1) 助成財団センターの概要 (別添パンフレット参照)

1) 目的・事業

助成団体や助成金を必要としている方々に関する日本で唯一の「中間支援センター」「情報センター」「広報センター」としての機能を発揮した事業に取り組み、民間公益活動の発展・向上に寄与する。

ー全国の助成団体等に関する情報を収集し、必要とする方々への情報提供。

(助成財団に関する日本で唯一のデータベースを構築)

ー助成・表彰・奨学の事業に取り組む助成財団等の健全な発展と育成。

ー助成活動について社会一般の理解促進に努める。

2) 歴史

1985年11月 トヨタ財団を中心とする22財団の発起人により、公益法人協会から独立し任意団体として「助成財団資料センター」を設立

86年05月 雑誌「助成財団」の創刊

86年11月 第1回「会員の集い」(現「助成財団フォーラム」)の開催 現在に至る

87年05月 「助成団体要覧1988年」創刊 現在に至る

88年04月 基本財産約5億円の寄付金により、総理大臣の許可を得て

「公益法人 助成財団資料センター」を設立

基本財産5億円のうち、3億円は82の助成財団、2億円は経団連の協力を得て企業及び業界団体310社からの寄付による民間公益財団として設立

88年08月 第1回「助成団体データベース」調査票の発送 現在に至る

92年05月 「DIRECTORY OF GRANT-MAKING FOUNDATIONS IN JAPAN」

機関誌「JFC VIEWS」発刊 現在に至る

95年04月 雑誌「助成財団」を改編し「助成財団 募集要覧11月「助成財団決定要覧」創刊

96年06月 「公益法人 助成財団センター」へ法人名称変更(総理大臣の承認)

04年02月 「募集要覧」を改編し「助成金応募ガイド」を創刊 現在に至る

07年10月 センター設立20周年記念として「民間助成イノベーション—制度改革後の助成財団のビジョン—」を刊行

09年09月 「公益財団法人 助成財団センター」に移行 現在に至る。

19年05月 制度改革10年間の振り返り、「制度改革が助成財団及ぼした影響と今後の課題」を刊行

(2) 助成財団センターの会員について

1) 助成財団等の数

平成30年度「公益法人の概況」(内閣府 令和元年12月)によると、公益目的事業の事業類型別の法人数では、(13)助成事業(公募型)の法人数は2,930法人となっている。助成事業を行っている一般法人は1,000法人以上と推計されるので、助成事業を定款に掲げている法人数は約4,000法人が存在していると思われるが、正確な数は把握できていない。

当センターでは、確実に助成事業を実施しているであろう 3,600 法人を抽出し、その助成事業の実態について毎年調査を行ってきた。その結果、大小約 3,030 団体のデータを保有しているが、この中からデータのしっかりしている約 2,100 法人をベースに毎年「日本の助成財団の現状」に取りまとめ公開している。

また、当センターWEB 上で約 2,020 法人、「助成団体要覧」では 1,520 法人の助成情報等を提供している。

また、約 3,000 団体については、

— 行政庁が内閣府の団体 1,290 法人(44%)、都道府県の団体 1,620 法人(56%)

— 事業別では、助成事業 2,064 法人(59%)、うち内閣府 934 法人

 奨学事業 906 法人(26%)、うち内閣府 312 法人

 表彰事業 513 法人(15%)、うち内閣府 369 法人

— 地域別では、所在地が東京 1,077 法人(37%)、東京を含む首都圏 1,227 法人(42%)

 大阪 167 法人

 北海道 101 法人

— 出捐者が企業関連の助成財団が圧倒的に多い

— 資産規模は、10 億円未満が全体の 46%、50 億円未満が全体の 79%を占め、

 年間助成金額では、5 千万円未満が 72%、1 億円未満が 85%と小規模財団が多いのが特徴となっている。なお、集計可能な約 1,600 法人による助成金総額は約 1,600 億円となっている。

2) 会員等

当センターの会員数は、助成事業を全国規模で実施している比較的規模の大きい助成団体約 300 法人が会員となっている。数は少ないが東京所在財団の約 20%、助成金総額に占める会員財団のウエイトは 70%を超えていると推定される。

当センターとしては引き続き会員数の拡大に取り組んで行く。

(3) 制度改革後の助成財団の現状について

— 制度改革後に公益法人の助成財団の数が増加することが期待されたが、大きな増加は見られない。

— その中で新設される助成財団は企業の出捐によるものが多いが、財団規模は小さいものが多い。

— また、企業出捐によらない地域の住民や企業等が出捐して設立する「地域型助成財団」の新設は新しい兆候である。

— また、公益認定を受ける助成財団の新設を控える傾向も出てきており、一般財団で助成事業に取り組む法人が新設されているが、その実態が把握しきれていない。

公益財団の制度上、管理上の課題から公益認定を避ける動きがあることは残念であり、なぜ公益認定を受けないかの、会計 3 原則等の制度上の課題に対して積極的な対処が急務である。

— 事業形態の在り方として、従来からの公募型に加え、財団の問題意識に対して計画型と言われる非公募型の助成や、大型案件に対する複数財団による協調助成にも積極的に取り組む必要がある。

— 公益法人制度もこのような動きを支えられる制度への柔軟な運用が求められる。以上

以上